

分担金・拠出金の名称	化学兵器禁止機関(OPCW)拠出金	平成28年度 予算額	44,524千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	化学兵器禁止機関(OPCW)				
国際機関の概要	化学兵器禁止条約(CWC)は、1997年4月29日に発効。CWCの発効に伴い、条約を実施する機関として同年5月に化学兵器禁止機関(OPCW)が設立された。CWCは、大量破壊兵器の一つである化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵及び使用の全面的な禁止並びにこれらの兵器の廃棄(米、露等が保有する化学兵器(CW)の一定期間内での廃棄、及び、遺棄化学兵器(ACW)並びに老朽化化学兵器の廃棄)を定めたもの。条約遵守を確保するための検証制度(化学兵器の廃棄及び化学産業関連企業を対象とする申告及び査察)及び条約の実施確保並びにそのための締約国の国内体制構築・強化を図るための国際協力に係る規定を設けてあり、OPCWがその実施に当たっている。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		化学兵器禁止条約(CWC)は、遺棄化学兵器(ACW)の廃棄及び検証制度(申告及び査察)を定めている。また、2012年2月、我が国が中国の協力を得つつ条約及び廃棄計画に基づき中国ACWを廃棄していく旨の化学兵器禁止機関(OPCW)執行理事会決定が採択された。中国ACWに関する査察受入れは、我が国による条約の誠実な履行とともに、我が国の軍縮・不拡散に対する積極的な姿勢を示す上で不可欠である。2016年7月現在、計67回の査察が実施されており、いずれの査察においても問題は指摘されず、我が国としてCWCに基づく義務を誠実に履行していることが客観的に確認されるとともに、我が国のACW事業の適切性及び信頼性向上が図られている。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		軍縮・不拡散を重視する我が国として化学兵器という大量破壊兵器を禁止するCWCの実施期間であるOPCWは重要。OPCW執行理事会は、中国遺棄化学兵器(ACW)廃棄事業の進捗状況を監督することとなっており、年3回開催される会合において、我が国及び中国から進捗報告を行い、事業の透明性確保に努めている。また、理事会議長、事務局長及び理事会代表団が本件事業の概要を直接把握することを目的として廃棄施設への訪問を日中共同で実施しており、2015年6月に実施されたOPCW執行理事会代表団による廃棄施設訪問に関する報告書においては、執行理事会議長、OPCW事務局長等より、日中の緊密な協力による廃棄の進展への評価が得られた。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		OPCW技術事務局及び中国側条約実施当局との間で、例年三者での協議を行い(平成25年2回、平成26年2回、平成27年2回)、事業の検証の枠組、検証要領のあり方等に係る技術的な側面について協議を行うとともに、事業の現状と見通しに係る情報共有を行い、効率的な査察実施スケジュールの作成・調整に努めている。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		OPCWの意思決定機関である執行理事会の議席を機関の設立以来確保しており、OPCWにおける我が国の発言力・影響力を確保している。邦人職員数は4名である。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		OPCWにおいては、以下の通りPDCAを確保。 ①Plan:日中OPCW三者による協議により年間の査察スケジュールを策定。②Do:中国におけるACW関連査察の実施。③Check:査察後に作成されるOPCW査察報告書、執行理事会における事業進捗状況に係る報告によりACW廃棄関連事業の成果を評価。④Act:執行理事会や締約国会議、日中OPCW三者協議等の機会を通じて、必要に応じて改善を申し入れ。			
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 生物・化学兵器禁止条約室				